

京都府公立大学法人教職員の育児休業・介護休暇等に関する規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第12号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）第17条の規定に基づき、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の育児休業、部分休業、育児短時間勤務、介護休暇、介護欠勤及び介護時間（以下「育児休業等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 育児休業等に関し、この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

第2章 育児休業

(育児休業)

第3条 教職員は、この章に定めるところにより、理事長に申し出ることにより、当該教職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日（満3歳の誕生日の前日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、第7条に定める特別の事情がある場合を除き、この限りではない。

(1) 子の出生の日から57日間以内に、教職員（57日間以内に京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（京都府公立大学法人規程第11号。以下「勤務時間等規程」という。）第22条に規定する産後の特別休暇（産後8週間）により勤務しなかった教職員を除く。）が当該子についてする育児休業のうち最初のもの及び2回目のもの

(2) 任期を定めて採用された教職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該教職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて法人の教職員に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

第4条及び第5条 削除

(育児休業の申出の手続等)

第6条 教職員は、育児休業をしようとするときは、その期間の初日及び末日を明らかにして、原則として初日の1月（当該子の出生の日から57日間以内に育児休業をしようとする場合は、2週間）前までに育児休業申出書（様式第1号）により申し出るものとする。

2 前項の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、教職員に対して証明書類の提出を求めるものとする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第7条 第3条に掲げる特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている教職員が産前の特別休暇を取得し、又は出産（妊娠4か月以上の分べん（死産を含む。）をいう。以下同じ。）したことにより当該育児休業が終了した後、当該産前の特別休暇若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により教職員と別居することとなったこと。

(2) 育児休業をしている教職員が、当該育児休業に係る子以外の子を養育することとなったことにより当該育児休業が終了した後、当該養育することとなった子が死亡し、又は養子縁組等により教職員と別居することとなったこと。

(3) 育児休業をしている教職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業が終了した後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること

により当該育児休業が終了した後、当該教職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (5) 配偶者の負傷又は疾病による入院、配偶者との別居等育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、育児休業をしなければ子の養育に著しい支障が生じることとなったこと。

- 2 双子等複数の3歳に満たない子を養育している場合、そのうちの1人について育児休業し、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

(育児休業開始予定日の変更)

第8条 育児休業申出者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、育児休業期間変更申出書(様式第1号)によって、原則として育児休業開始予定日の1週間前までに理事長に申し出ることにより、1回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

- (1) 出産予定日前に子が出生したこと。
- (2) 育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
- (3) 配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。
- (4) 配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。
- (5) 当該申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- (6) 当該申出に係る子について保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

(育児休業終了予定日の変更)

第8条の2 育児休業申出者は、育児休業期間変更申出書(様式第1号)によって、原則として育児休業終了予定日の1月前までに、理事長に申し出ることにより、育児休業終了予定日を1回に限り当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他育児休業終了予定日の変更の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業終了予定日の再度の変更をしなければその養育に著しい支障が生じることとなった場合は、再度の育児休業終了予定日の変更を申し出ることができる。

(育児休業申出の撤回等)

第9条 育児休業申出者は、育児休業申出撤回届(様式第3号)によって、育児休業開始予定日(第8条により変更された場合にあっては変更後の育児休業開始予定日)の前日までに、理事長に申し出ることにより、育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 育児休業の申出を撤回した者は、当該申出に係る育児休業をしたものとみなす。

- 3 削除

- 4 育児休業開始予定日の前日までに、次の各号に定める事由が生じた場合は、当該育児休業の申出はされなかったものとみなす。

- (1) 育児休業に係る子の死亡
- (2) 育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消
- (3) 育児休業申出に係る子が養子になったことその他の事情により当該育児休業申出者と当該子とが同居しないこととなったこと。
- (4) 育児休業申出者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、当該育児休業申出に係る子を養育することができない状態になったこと。
- (5) 教職員が育児休業に係る子を託児するなどして常態的に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなったこと(当該子が1歳未満の場合を除く。))。

(育児休業期間の終了)

第10条 育児休業終了予定日の前日までに、次の各号に定めるいずれかの事由が生じた場合は、当該育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は、当該各号に掲げる日とする。

- (1) 前条第4項各号に定める事由が生じた場合 当該事由が発生した日
- (2) 育児休業に係る子が3歳に達した場合 子が3歳に達した日
- (3) 育児休業申出者について、産前産後休暇、介護休暇又は新たな育児休業が始まった場合 産前

産後休暇、介護休暇又は新たな育児休業の開始日の前日
(子が死亡した場合等の届出)

第 11 条 育児休業をしている教職員は、第 9 条第 4 項各号に定める事由が生じた場合には、遅滞なく
養育状況変更届（様式第 4 号）により届け出るものとする。

2 養育状況の変更届について、その事由を確認する必要があると認めるときは、教職員に対して証
明書類の提出を求めるものとする。

(職務復帰)

第 12 条 育児休業の期間が満了し、又は終了したとき(第 10 条第 3 号に掲げる事由に該当したことによ
り終了した場合を除く。)は、当該育児休業に係る教職員は、職務に復帰するものとする。

(育児短時間勤務)

第 13 条 教職員の育児短時間勤務の取り扱いについては、別に定める。

第 3 章 部分休業

(部分休業)

第 14 条 教職員は、この章に定めるところにより、理事長に申し出ることにより、部分休業（満 9 歳
に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するために、1 日の勤務時間の全部又は
一部について勤務しないことをいう。以下同じ。）をすることができるものとする。

(部分休業をすることができない教職員)

第 15 条 育児短時間勤務又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 17 条
の規定による短時間勤務をしている教職員は、部分休業をすることができない。

(部分休業期間)

第 16 条 部分休業を取得できる期間は、子が満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの必要な
期間とする。

2 部分休業は、1 の年度の期間ごとに、次の各号に掲げるいずれかの範囲内とする。

(1) 1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内（以下「第 1 号部分休業」という。）。ただし、育児す
る場合の特別休暇を承認されている場合は、2 時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超え
ない範囲内とする。

(2) 77 時間 30 分を超えない範囲内（以下「第 2 号部分休業」という。）。)

(部分休業の申出の手続き等)

第 17 条 教職員は、部分休業をしようとするときは、部分休業簿（様式第 5 号）により申し出るもの
とする。

2 第 1 号部分休業の申出は、必要な期間について、あらかじめ包括的に申し出るものとする。

3 部分休業の単位は、第 1 号部分休業は 30 分、第 2 号部分休業は 1 時間とする。ただし、次の各号
に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を申し出ることがで
きる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該勤務時間の
全てについて申出があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てにつ
いて申出があったとき 当該残時間数

4 部分休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、教職員に対して証明
書類の提出を求めるものとする。

(部分休業申出の変更又は撤回)

第 18 条 教職員は、次の各号に定めるところにより、申し出た部分休業の全部又は一部を変更し、若
しくは撤回することができる。ただし、第 16 条第 2 項各号に定める部分休業の形態を変更する場
合にあっては、次項に定める特別の事情がある場合に限る。

(1) 申出の変更 部分休業簿（様式第 5 号）により申し出るものとする。

(2) 申出の撤回 部分休業撤回申出書（様式第 6 号）により申し出るものとする。

2 前項に定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと
その他の申出時に予測することができなかった事情が生じたことにより同項の規定による変更を

しなければ申出に係る子の養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

3 次条の規定により、第10条の規定を準用する場合は、第1項の規定は適用しない。

(育児休業に係る規定の準用)

第19条 第10条及び第11条の規定は、部分休業について準用する。

第4章 介護休暇

(介護休暇)

第20条 教職員は、この章に定めるところにより、理事長に申し出ることにより、介護休暇（要介護状態にある家族（以下「要介護者」という。）を介護するために、休業をすることをいう。以下同じ。）を取得することができるものとする。

2 前項の要介護者とは、次の各号のいずれかに該当する者で、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）

(2) 父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹等一親等及び二親等の親族

(3) 配偶者の父母の配偶者

(4) 共済組合の被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者等であつて、(1)から(3)までに該当しないもの

3 前項本文の「日常生活を営むのに支障がある」とは、食事、服薬、排泄、入浴、衣服の着脱、歩行が困難である等、日常の生活をする上で他の者の介護を必要とする状態を指すものとする。その場合、個々の行為を取り出して判断するのではなく、その者の状態を総体としてとらえて判断するものとする。

(介護休暇の期間及び単位)

第21条 介護休暇の期間は、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。その場合、「介護を必要とする一の継続する状態」とは、疾病の内容等にかかわらず、要介護者の介護を必要とする状態に着目して判断するものであり、同一の要介護者について、疾病が治癒した等介護を必要とする一の状態が終了するまでの状態をいうものとする。

2 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

3 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じて4時間を超えない範囲内の時間とする。

(介護休暇の申出の手続等)

第22条 介護休暇を取得しようとする教職員は、あらかじめ、介護休暇簿（様式第7号）により申し出るものとする。この場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇を取得しようとするときは、介護休暇開始予定日の原則2週間前までに、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他理事長が定める場合には、理事長が定める期間）について一括して申し出るものとする。

2 介護休暇の申出に当たっては、原則として次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 要介護者が負傷又は疾病に該当するとき 医師の診断書等

(2) 教職員と要介護者との続柄が確認できないとき 教職員と要介護者の続柄を証する書類

(介護休暇の指定期間)

第22条の2 前条に規定する教職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、理事長に対し行わなければならない。

2 理事長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第5項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 教職員は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、理事長に対し申し出なければならない。

- 4 理事長は、教職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第2項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定することができる。
- 5 第2項又は前項の規定にかかわらず、理事長は、それぞれ、申出の期間又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下この項において「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 6 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

(介護休暇期間の終了)

第23条 介護休暇は、次の場合には終了するものとする。

- (1) 介護休暇中の教職員が産前の休暇又は産後の休暇を取得したとき。
 - (2) 介護休暇中の教職員が当該介護休暇に係る要介護者以外の要介護者について介護休暇を取得したとき。
 - (3) 介護休暇中の教職員が新たに育児休業を取得したとき。
 - (4) 当該介護休暇に係る要介護者が死亡したとき。
 - (5) 離婚、婚姻の解消、離縁等により当該介護休暇に係る要介護者との親族関係が消滅したとき。
 - (6) 介護休暇中の教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休暇に係る要介護者を介護できない状態になったとき。
- 2 介護休暇中の教職員は、前項に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく、介護休暇状況変更届(様式第8号)により届け出るものとする。

(介護休暇の申出の変更等)

第24条 介護休暇申出者は、申出を行った後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、変更の申出により、終了、又は変更することができるものとする。この場合における終了又は変更の手続きについては、第22条の規定を準用する。

第5章 介護欠勤

(介護欠勤)

第25条 教職員は、この章に定めるところにより、理事長の承認を受けて、介護欠勤(要介護者を介護するために、欠勤をすることをいう。以下同じ。)をすることができるものとする。

(介護欠勤の期間及び単位)

第26条 介護欠勤の期間は、1暦年につき介護休暇の指定期間並びに週休日及び休日を含む180日の範囲内の期間とする。

- 2 介護欠勤の単位は、1日、半日又は1時間とする。
- 3 1時間を単位とする介護欠勤は、1日を通じて4時間を超えない範囲内の時間とする。
- 4 介護欠勤は、原則として介護休暇の6月の期間が満了した後に認めるものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、週休日及び休日は当該期間に含めないものとする。この場合において、時間を単位とするときは、7時間45分をもって1日に換算する。

(介護欠勤の承認手続き)

第27条 介護欠勤をしようとする教職員は、あらかじめ、介護欠勤申請書(様式第9号)に医師の診断書を添付して、2週間以上の期間について一括して申請するものとする。

- 2 介護欠勤をしている教職員は、第23条第1項各号に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく、介護欠勤状況変更届(様式第10号)により届け出るものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第26条第5項に規定する期間については、1日又は1時間単位で申請することができる。

第6章 介護時間

(介護時間)

第28条 教職員は、この章に定めるところにより、理事長に申し出ることにより、介護時間（要介護者を介護するために、休業することをいう。以下同じ。）を取得することができるものとする。

(介護時間の期間及び単位)

第29条 介護時間の期間は、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内とする。

2 介護時間の単位は、30分とする。

3 介護時間は、1日を通じて2時間を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間の申出の手続等)

第30条 介護時間を取得しようとする教職員は、あらかじめ、介護時間簿（様式第11号）により申し出るものとする。この場合において、介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護時間を取得しようとするときは、介護時間開始予定日の原則2週間前までに申し出るものとする。

2 介護時間の申出に当たっては、原則として次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 要介護者が負傷又は疾病に該当するとき 医師の診断書等

(2) 教職員と要介護者との続柄が確認できないとき 教職員と要介護者の続柄を証する書類

(介護時間期間の終了)

第31条 介護時間は、次の場合には終了するものとする。

(1) 介護時間中の教職員が産前の休暇又は産後の休暇を取得したとき。

(2) 介護時間中の教職員が当該介護時間に係る要介護者以外の要介護者について介護時間を取得したとき。

(3) 介護時間中の教職員が新たに育児休業を取得したとき。

(4) 当該介護時間に係る要介護者が死亡したとき。

(5) 離婚、婚姻の解消、離縁等により当該介護時間に係る要介護者との親族関係が消滅したとき。

(6) 介護時間中の教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護時間に係る要介護者を介護できない状態になったとき。

2 介護時間中の教職員は、前項に掲げる事情が生じた場合には、遅滞なく、介護時間状況変更届（様式第12号）により届け出るものとする。

(介護休暇の申出の変更等)

第32条 介護時間申出者は、申出を行った後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、変更の申出により、終了、又は変更することができるものとする。この場合における終了又は変更の手続きについては、第30条の規定を準用する。

第7章 補則

(育児休業等に係る給与の取扱い)

第33条 育児休業等に係る教職員の給料等の取扱いについては、京都府公立大学法人教職員給与規程（京都府公立大学法人規程第15号）の定めるところによる。

(不利益取扱いの禁止)

第34条 教職員は、育児休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年京都府条例第4号）並びに介護欠勤取扱要領（平成7年3月31日付け7人第159号）に基づき、育児休業等の承認を受け、当該育児休業等の期間の末日がこの規程の施行日以後である教職員については、特別の発令がない限り、この規程により育児休業等を行っている教職員とみなす。

附 則（規程第 12-1 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 12-2 号）

この規程は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（規程第 12-3 号）

この規程は、平成 22 年 12 月 24 日から施行する。

附 則（規程第 12-4 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日の前日において、改正前の京都府公立大学法人教職員の育児休業・介護休暇等に関する規程に基づき、育児休業等の承認を受け、当該育児休業等の期間の末日がこの規程の施行日以後である教職員については、特別の発令がない限り、この規程により育児休業等を行っている教職員とみなす。

附 則（規程第 12-5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 25 年 3 月 31 日において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）及び職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号）並びに介護欠勤取扱要領（平成 7 年 3 月 31 日付け 7 人第 160 号）に基づき、育児休業等の承認を受け、当該育児休業等の期間の末日がこの規程の施行日以後である教職員については、特別の発令がない限り、この規程により育児休業等を行っている教職員とみなす。

附 則（規程第 12-6 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 12-7 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 12-8 号）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 12-9 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 12-10 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（第 1 号部分休業についての経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前において、改正前の第 3 章に定めるところにより部分休業を取得していた場合、施行日以後は第 16 条第 2 項第 1 号に定める第 1 号部分休業を取得しているものとみなす。

(第2号部分休業についての経過措置)

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における第16条第2項第2号の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。

(様式第 1 号)

育 児 休 業 申 出 （ 期 間 変 更 申 出 ） 書

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

申出者 所 属 _____

職・氏名 _____

次のとおり育児休業の申出をします。

1 申出の内容	☐ 育児休業（次に掲げる育児休業を除く） ☐ 同一の子に係る 3 回目以後の育児休業（既に 2 回の育児休業（規程第 3 条各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） ☐ 育児休業開始予定日の変更（繰上げ） ☐ 育児休業終了予定日の変更（育児休業期間の延長） ☐ 育児休業終了予定日の再度の変更（同上） 〔必要な事情〕（同一の子に係る 3 回目以後の育児休業（同上）、育児休業終了予定日の再度の変更が必要な事情を記入すること。）	
2 申出に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
3 申 出 期 間 (変更後の期間)	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 備 考		

注 1 該当する□にはレ印を記入すること。

注 2 申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票記載事項証明書の写し等)を添付すること。

注 3 備考欄には、①申出に係る子以外に 3 歳に満たない子を養育する場合、その氏名、申出者との続柄及び生年月日、②申出に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日等について記入する。

(様式第 2 号) 削除

(様式第3号)

育 児 休 業 申 出 撤 回 届

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

申出者 所 属

職・氏名

私は、京都府公立大学法人教職員の育児休業・介護休暇等に関する規程第9条に基づき、

年 月 日に行った育児休業の申出を撤回します。

(様式第4号)

養育状況変更届

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

申出者 所 属

職・氏名

次のとおり	育児休業 部分休業	に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。
-------	--------------	------------------------------

1 届出の事由

- ☐ 育児休業に係る子の死亡
- ☐ 育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消
- ☐ 育児休業申出に係る子が養子になったことその他事情により当該子とが同居しないこととなった
- ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子を養育することができなくなった
- ☐ 育児休業に係る子を託児するなどして常態的に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

部分休業簿

申出対象期間		年度
--------	--	----

申出対象期間	氏名

1 申出に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出年月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※ 申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 の年度につき 77 時間 30 分を超えない範囲内

3 変更（第 1 回目）	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	所属長印

4 変更（第 2 回目）	変更年月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	所属長印

5 備考欄	
-------	--

- (注)
- 1 申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票記載事項証明書の写し等)を添付すること。
 - 2 第 1 号部分休業の申出の場合は第 2 面、第 2 号部分休業の申出の場合は第 3 面を用いること。
 - 3 申出内容の全部又は一部を撤回する場合は、別紙様式第 6 号を用いること。

第1号部分休業の申出の場合

____年度

	部分休業の申出期間			申出日	申出者印	所属長印	備考欄
	年月日	毎日/曜日	時間				
1	年 月 日 から 年 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	年 月 日			
2	年 月 日 から 年 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	年 月 日			
3	年 月 日 から 年 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	年 月 日			
4	年 月 日 から 年 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	年 月 日			
5	年 月 日 から 年 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	年 月 日			
6	年 月 日 から 年 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	年 月 日			
7	年 月 日 から 年 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	年 月 日			
8	年 月 日 から 年 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	年 月 日			

第2号部分休業の申出の場合

____年度

	部分休業の申出期間		請求時間数	残時間数	請求日	申出者印	所属長印	備考欄
	年月日	時間						
1	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで						
2	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで						
3	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで						
4	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで						
5	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで						
6	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで						
7	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで						
8	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで						

(様式第 6 号)

部分休業撤回申出書

京都府公立大学法人理事長 様

申出者 所 属

職・氏名

部 分 休 業	年	月	日から	☐ 毎 日
の 申 出 の 期	年	月	日まで	☐ その他()
間 及 び 時 間	午前	時	分～	時 分 ; 午後 時 分～ 時 分

[illegible]

(様式第7号)

(表面)

介 護 休 暇 簿

所属			職名		氏名		
要介護者 に関する 事項	氏名(年齢)	()	要介護者の 状態	傷病名等	症状(介護を必要とする状態)		
	続柄						
	同・別居	☐ 同居 ☐ 別居					
	介護が必要となった時期 年 月 日		具 体 的 な 介 護 の 内 容				
指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定							
所属長	係長	回数	申出の期間	申 出 日	本人印	期間	備考
		第1回	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日		月 日	
		第2回	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日		月 日	
		第3回	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日		月 日	

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮							
所属長	係長	回数	延長・短縮後の末日	申 出 日	本人印	延長・短縮後の期間	備考
		第1回	(年 月 日から) 年 月 日まで	年 月 日		月 日	
			(年 月 日から) 年 月 日まで	年 月 日		月 日	
		第2回	(年 月 日から) 年 月 日まで	年 月 日		月 日	
			(年 月 日から) 年 月 日まで	年 月 日		月 日	
		第3回	(年 月 日から) 年 月 日まで	年 月 日		月 日	
			(年 月 日から) 年 月 日まで	年 月 日		月 日	

(様式第7号)

(裏面)

介 護 休 暇 の 申 出								
所属 長	係長	申 出 の 期 間				申 出 年 月 日	本人 印	
		年 月 日		時 間	日 時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			

介 護 休 暇 の 変 更 等								
所属 長	係長	休 暇 の 変 更 等 の 期 間				申 出 年 月 日	本人 印	
		年 月 日		時 間	日 時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			
		年 月 日から	☐ 毎日	時 分～ 時 分	日	年 月 日		
		年 月 日まで	☐ その他()	時 分～ 時 分	時			

(様式第8号)

介 護 休 暇 状 況 変 更 届

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

申出者 所 属
職・氏名

私は、下記により 年 月 日から介護休暇を必要としなくなりましたので届け出ます。

記

理 由

(様式第9号)

介 護 欠 勤 申 請 書

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

所属

職・氏名

家族の介護のため下記のとおり欠勤したいので、申請します。

要介護者に 関する事項	氏 名		要介護者 の状態	傷 病 名 等	症状(介護を必要とする状態)
	(年 齢)	()			
	続 柄				
	同・別居	☐ 同居 ☐ 別居			
	介護が必要となった時期				
	年 月 日				
介護休暇の 取得状況	連続する6月の期間		具体的な 介護の 状況		
	年 月 日から 年 月 日まで				
欠 勤 期 間	年 月 日		時 間	日 時	
	年 月 日から	☐ 毎日	時 分～時 分	日	
	年 月 日まで	☐ その他()	時 分～時 分	時	
	年 月 日から	☐ 毎日	時 分～時 分	日	
	年 月 日まで	☐ その他()	時 分～時 分	時	
既 承 認 期 間	年 月 日から	☐ 毎日	時 分～時 分	日	
	年 月 日まで	☐ その他()	時 分～時 分	時	
	年 月 日から	☐ 毎日	時 分～時 分	日	
	年 月 日まで	☐ その他()	時 分～時 分	時	
	年 月 日から	☐ 毎日	時 分～時 分	日	
	年 月 日まで	☐ その他()	時 分～時 分	時	

(様式第 10 号)

介 護 欠 勤 状 況 変 更 届

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

申請者 所 属
職・氏名

私は、下記により 年 月 日から介護欠勤を必要としなくなりましたので届け出ます。

記

理 由

(様式第 11 号)

介 護 時 間 簿

所属				職名		氏名	
要介護者に関する事項	氏名(年齢)	()		要介護者の状態	傷病名等	症状(介護を必要とする状態)	
	続柄						
	同・別居	☐ 同居 ☐ 別居					
	介護が必要となった時期 年 月 日			具 体 的 な 介 護 の 内 容			
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日							
所属 長	係長	申 出 の 期 間				申 出 年 月 日	本人 印
		年 月 日	時 間	日 時			
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	
所属 長	係長	休 暇 の 変 更 等 の 期 間				申 出 年 月 日	本人 印
		年 月 日	時 間	日 時			
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	

(様式第 12 号)

介 護 時 間 状 況 変 更 届

年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

申出者 所 属
職・氏名

私は、下記により 年 月 日から介護時間を必要としなくなりましたので届け出ます。

記

理 由